

平成25年1月24日

平成23年（行ウ）17号／18号

原告 前川盛治ほか274名／原告 前川盛治ほか120名

被告 沖縄県知事仲井間弘多／被告 沖縄市市長東門美津子

那覇地方裁判所民事第2部合議A係 御中

原告準備書面（25）

（被告沖縄県知事準備書面（8）（鳥類関係）に対する反論）

原告ら訴訟代理人弁護士 籠橋 隆明

同 鋸 口 崇

同 喜多 自然

同 栗 山 知

同 齋藤 祐介

同 白川 秀之

同 長谷川 鉦治

同 原田 彰好

同 日高洋一郎

同 堀 雅 博

同 間宮 静香

同 御子柴 慎

同 横 江 崇

原告ら訴訟復代理人弁護士 松本 徹意

同 吉浦 勝正

同 宮本 増

被告沖縄県知事準備書面（8）に対し反論を行う。なお、本準備書面に特に記載しないところについても、原告準備書面（7）等において既に主張したところが妥当することを前提としている。

- 1、被告知事準備書面（8）での被告知事の主張は、次の7つにまとめられる。
 - ①「本件埋立事業においては、干潟域の98%（260ha）が残存する計画になっている。つまり、干潟域の埋立面積は5haであり、干潟全体面積の2%にとどまる」（2頁3行～6行）
 - ②「干潟域が広く残る計画内容となっており、渡り鳥等の鳥類の環境保全に十分配慮した内容になっている」（2頁下から9行～下から7行）
 - ③「干潟域の陸寄り（特に沖縄県総合運動公園付近、泡瀬通信施設の先端付近）

は、鳥類の採餌・休憩場所となっていることから、これら鳥類の主な分布域の埋立てを回避しており・・・、本件埋立事業は、鳥類の環境保全に十分配慮した内容になっている」(3頁5行～9行)

- ④「陸側に近い第Ⅱ区域の海域が残ることから、海岸環境が保全される」(3頁、下から8行～下から6行)
- ⑤「砂州の変化は被告知事準備書面(3)で述べた」(3頁下から1行)
- ⑥「漫湖、豊見城豊崎及び川田干潟の事例については不知。主張については争う」(4頁3行)
- ⑦「工事の影響と特定できるような環境の変化は認められていない。・・・「ムナグロの越冬地が失われることは明白」とまでは言えない」(4頁5行～8行)

2、上記①～④について

(1) 上記①～④の被告知事の主張は干潟域が98%残るということを前提としている。

しかし、本件埋立事業計画では干潟域5haのみが埋め立てられるのではない。それに続く海草藻場・サンゴ群落・浅海域約90haの合計約95haが埋め立てられる計画である。

原告は、原告準備書面(7)8頁以下で、上記被告知事の主張に対し、「干潟域の生態系は、それに続く浅海域をまとめて1つの生態系としてとらえていくのが一般的な常識であり、干潟域のみを捉えてそこが残るから生態系は維持されるという見解は、非科学的である」と主張している。被告知事はこれについては何ら反論せず、「干潟の98%が残る」、「海岸環境が保全される」と主張するのみである。

干潟域の生態系の捉え方については、干潟とそれに続く海草藻場等の浅海域を連続して捉えることが必要であり、既に常識となっている。独立行政法人港湾空港技術研究所の「沿岸域の生態系ってなんだろう？」(甲C89・3枚目)に、海草藻場について「藻類：アマモ・コアマモ・タチアマモなどの藻類は、酸素や有機物を供給する一次生産者であり、沿岸域において重要な生物です。また、酸素や有機物を供給するだけでなく、小さな生物にとって大型生物から逃れる大事な隠れ家でもあります。最近では、この藻類のある場(藻場)の回復を目指して、世界的に数多くの研究や事業が行われています。」として記述されているように、干潟に続く浅海域の藻場は、干潟・浅海域の連続する生態系の保全にとり欠くことができない。5haを除く干潟が残るから環境影響は軽微だとする被告知事の主張は非科学的である。

(2) 干潟部分を残して浅海域を埋め立てて人工島をつくっている博多湾和白

干潟の例では、「工事前の環境アセスメントや工事途中のレビューでは、人工島を作っても環境は保全されると言われていたが、埋立工事の進捗に伴い環境が悪化し、干潟部分が富栄養化し、アオサが異常発生し干潟環境が劣悪になっているので、例示する（甲C90・2頁、甲C91・23頁参照）。

3、上記⑤について（砂州問題）

この問題は、原告準備書面（14）で詳細を述べた。要点は下記である。

- （1）米軍泡瀬通信施設先にあった「東側砂州」は、2010年頃まで満潮時でも海面上に有り、コアジサシ（絶滅危惧種）の産卵・育雛の場所であった。この砂州は、これまで幾度となく台風が襲来してきたが、満潮時海面下に没することはなかった。
- （2）この東側砂州は、2002年以降の護岸工事と2008年頃の護岸完成及び2006年以降の泡瀬航路の影響、及び2011年の台風の影響等もあり、満潮時海面下に水没した。
- （3）そのため、この場所がコアジサシ・ウミガメの産卵の場所でなくなった。
- （4）水没の原因については、護岸工事・泡瀬航路浚渫の影響が考えられる。被告知事は、準備書面（13）で東側砂州の水没、コアジサシの産卵・育雛の場所でなくなったことは認めているが『東側砂州の変化は、現時点では、「工事の影響によるもの」とは評価されていない』としている。これについては争う。

4、上記⑥について（他の干潟域の事例）

- （1）被告知事準備書面（8）4頁3行では「漫湖、豊見城豊崎及び川田干潟の事例については不知。主張については争う」としているが、これら干潟域の事例についてこれまで原告が主張してきたとおり、事業者の環境影響予測と大きく異なって、埋立が鳥類の生息環境に多大な悪影響を及ぼし、生息・飛来鳥類は激減した。この事実については当然沖縄県も認識していて然るべきであるにもかかわらず「不知」とするのは不当である。
- （2）沖縄野鳥の会会長山城正邦氏のまとめになる甲C92①図2「漫湖における水鳥の最大個体数及び種類数の変遷」によれば、1986年頃は種数約五十数種、個体数3,400羽であったが、その後干潟を分断する橋が2本作られ、現在では、種数約四十数種、個体数約300～400羽程度まで減少している。干潟の埋め立ては僅かであったが、橋の建設は野鳥に大きな悪影響を及ぼした。
- （3）豊見城市豊崎

事業者は、「人工島方式の埋立を行い、残された干潟も野鳥が飛来するよう整備することで、野鳥への影響は少ない」と評価していたが、事業開始前に50

0羽も飛来していた県内最大のカモの越冬群は姿を消した。整備された豊崎干潟でのシギ・チドリ類の個体数も減りだし、餌場としての利用も減ってきている（沖縄野鳥の会、会長山城正邦氏の調査結果）。

（４）川田干潟

- ① 川田干潟（新港地区）（なお、甲Ｃ９２②のグラフでは「塩屋干潟」と呼称されているが、両者は同一の干潟である）埋立工事の例では、甲Ｃ９３（第３次「中城湾港（新港地区）公有水面埋立事業に係る環境影響評価書 平成6年7月」「第2章 埋立工事の実施が環境に及ぼす影響の評価、第2節 自然環境の保全に係るもの 1. 陸上生物」）においては「生息状況の変化は比較的小さく、地域の鳥類相の変化は小さいものと考えられる」と予測評価されていた（5-7頁）。この予測評価は、同埋立工事が、陸側の干潟域を残して埋立を行う計画であったことを過大に考慮したものと推測される。

もともと埋立前の川田干潟（現・新港地区）の干潟環境は良好であり、新港地区第1次埋立工事着工前である1979年頃は野鳥飛来数は最大で1,700羽程度が記録されていた（甲９２②図４参照）。

その後、新港地区第1次埋立工事が終了し、第2次埋立工事が進行途中であった平成4年5月から平成5年1月の間における同時期確認最大個体数は定点カウント681個体、ラインセンサス887個体であった（甲Ｃ９３・3-173頁個体数合計欄）。

ところが、その後上記の第3次新港地区埋立工事が完了して数年経過した平成14年度調査（平成14年5月～平成15年3月）における調査結果（定点カウント）では、最大の同時期確認最大個体数月である9月調査でも、St.1～St.6の各個体数の合計は155個体に過ぎなかった（甲Ｃ９４・参2-14頁）。

すなわち、3次にわたる新港地区埋立工事の第1次着工前の鳥類飛来数（上記1979年頃）からすればもちろん、平成4年度調査（この時点では既に新港地区第1次埋立工事が終了し、第2次埋立工事が進行途中である時期であった）においてさえ、上記のとおり定点カウント681個体、ラインセンサス887個体であったものが、第3次埋立工事後は激減していることが如実に分かる。結局、事業者の「生息状況の変化は比較的小さく、地域の鳥類相の変化は小さいものと考えられる」との予測評価は全くそのとおりにならなかったのであり、陸側に干潟域を残して埋立を行った場合でも、干潟環境の悪化が十分進行することを現している。

- ② また、上記甲Ｃ９４・参2-15～参2-16頁に平成4年度と平成14年度の調査結果の比較が記載されているが、その問題点を指摘する。

i) 図Ⅲ.2.2.6.1(参2-15頁)では、第3次埋立着工前である平成4年の種類数42種、個体数505羽とあるが、これは3地点(S t.)において年4回調査したその年間総合計の数値と解され、また、埋立後である平成14年の種類数23種、個体数233羽についても4地点(S t.)において年4回調査したその年間総合計の数値と解される。

ii) 秋季～早春の個体数は、埋立前に比べ埋立後は大幅に減少している。その原因は、干潟面積の減少である。事業者は、上記のとおり甲C93で「(工事による)生息状況の変化は比較的小さく、地域の鳥類相の変化は小さいものと考えられる」と予測評価していたが、その予測評価が間違いであったことは明らかである。

iii) 「(出現種を比較すると)サギ、シギ、チドリ類は埋立後も確認されており、干潟における鳥類の生息場は良好な環境で維持されている」(甲94・参2-15頁16行～18行)と記載されているが、これまで指摘したように個体数が大幅に減少しており「生息場は良好な環境で維持されている」との評価は誤っている。

ちなみに、前出の甲C91・23頁②渡り鳥についての記載によると、博多湾・和白干潟の埋立例では、「福岡市の資料によると、海ガモ類は平成7年(1995年)に約15000羽観測されたのを境に減少し、現在はその約三分の一である約5000羽程度となっている。また、埋め立て地周辺の全個体数は、工事着工前の平成5年には2万5000羽をこえる個体数が観測されたが、現在観測できる個体数はその半分以下である12000羽程度となっている。」と報告されている。

博多湾・和白干潟での埋立のように、干潟を残し、沖合の出島方式を採用した場合でも、野鳥に対する悪影響は顕著に現れている。

4、上記⑦について(本件埋立工事進捗によるムナグロへの影響)

(1) ムナグロの越冬地

まず、被告知事準備書面(8)4頁5行～8行では「ムナグロの越冬地が失われることは明白」とまでは言えないと記載されているが、原告準備書面(7)10頁2行～3行にあるように原告は「国内最大のムナグロの越冬地が失われることは明白である」と指摘したのであって、被告の引用は誤りである(下線は引用者)。

原告の主張は、甲C92③図14・泡瀬干潟におけるムナグロ越冬個体数変遷(これは事業者の調査による甲C95の資料に基づく)に基づいている。甲C92③や甲C95・2枚目下の図によれば2011年度調査では、1,000羽を超えた月は1月の1,013羽だけであり、12月は486羽である。2010年度1,666羽に比較

すると明らかに減少傾向である。ラムサール条約への登録基準は、個体群の1%（1,000羽程度）を満たすことであり、2011年度調査結果は、今後泡瀬干潟がラムサール条約の登録基準を満たすか厳しい状況である。

甲C96（モニタリングサイト1000 シギ・チドリ類調査、2010～11）によれば、2010年度のムナグロ全国総個体数は2,376羽（30頁表4）、泡瀬干潟では1468羽が確認されている（56頁）。国内で越冬するムナグロの実に61.8%が泡瀬干潟に飛来したことになる。2010年時点では、泡瀬干潟は「国内最大のムナグロの越冬地」ではある。

（2）工事の影響

2002年の海上工事着工以来、泡瀬干潟の環境の劣化については、これまでの原告準備書面、意見書等で示してきたが、主なものを再度整理しておく。

- i) 甲C60。平成24年5月7日 泡瀬干潟・海草藻場モニタリング調査報告書（2003-2011年）（財）日本自然保護協会。藻場の劣化に関する。
- ii) 甲C62 意見書 農学博士金本自由生。主に海草藻場の被害に関する。
- iii) 原告準備書面（14）。主として埋立地東側砂州海没、コアジサシ、ウミガメの産卵に関する。
- iv) 原告準備書面（6）。海草藻場モニタリング調査場所での海草藻場の被度の減少に関する。
- v) 原告準備書面（16）。泡瀬干潟・浅海域での被度50%以上の海草藻場面積の激減に関する。

原告は、上記i)～v)に指摘した現象が本件埋立工事の影響によるものであることを主張立証している。

（3）中城湾港泡瀬地区環境監視委員会の問題点

被告知事の鳥類に関する主張は中城湾港泡瀬地区環境監視委員会等の報告に依拠していることが推測されるが、この環境監視委員会の問題点について指摘しておく。

- i) 委員はコンサル（港湾空間高度化センター、現みなと総合研究財団）を通じて委嘱されているが、委員候補の選定等については本件埋立事業事業者である沖縄県、沖縄総合事務局の意向も働いているものと推測される。
- ii) この委員会は、事業者から独立した、いわゆる「第三者性」が定立されていない。
- iii) 同委員会及び関連する「環境保全創造検討委員会」の運営に「抗議」して辞任した委員は数名（金本自由生氏、仲座栄三氏、吉野哲夫氏、開発法子氏、赤嶺得信氏）に及ぶ（甲C97、98）。
- iv) 環境監視委員会には、貝類の専門家、サンゴの専門家、野鳥の専門家が

ない。平成23年度から再発足したこの委員会では、これまで委員であった野鳥の専門家が、第二次泡瀬訴訟の原告であるという理由で委員に委嘱されなかった。

- v) この委員会はコンサルが作成した報告をもとに審議する。委員会での委員の発言については記録され報告されるが、委員会としての意見にはならない。例えば、委員から「工事の影響がある」との発言・指摘に関しては、次回の委員会で「工事の影響と特定できる環境の変化は認められない」と報告されるような運営が、事実上行われてきている。

5、まとめ

本件埋立工事は、野鳥（特に渡り鳥）に対する悪影響が予測される。この工事を即時中止し、沖縄県、沖縄市はこの事業に係る財政支出を止めるべきである。

以上